

奈良県告示第百九十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の十に規定する馬見丘陵公園館研修室に係る使用料及び同表の十一に規定する馬見丘陵公園花見茶屋に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 公益社団法人広陵町シルバー人材センター
所在地 北葛城郡広陵町大字南郷六四七番地

三 委託事務の取扱期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで